

国建研監発第 3 号

平成30年6月15日


国立研究開発法人

建築研究所

理事長 緑川 光 正 殿

国立研究開発法人

建築研究所

監事 山崎 房長 

監事 白田 佳子 

平成29事業年度の監査報告

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所の監査報告を作成したので、国立研究開発法人建築研究所監事監査規程第10条の規定に基づき、別紙の通り、監査報告を提出いたします。

なお、併せて、国土交通大臣に対する監査報告は、監事から、別紙と同一の内容をもって行うことを報告します。

(別紙)

平成29事業年度監査報告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）の平成29事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり、報告する。

I 監事の監査の方法及びその内容

平成29事業年度は、監査計画に基づき、以下の事項について定期監査を実施した。

- ・「平成28年度の契約の状況」（7月）
- ・「研究グループ長等からのヒアリング」
及び「人事管理及び安全管理の状況」（9月）
- ・「財産及び研究施設の管理状況」（10月）
- ・「関係諸法令、規程、業務方法書、達及び要領等の実施状況」（11月）
- ・「情報セキュリティ対策の状況（特別監査）」
及び「中長期計画及び年度計画の実施状況」（12月）
- ・「その他組織・制度全般の運営状況」（1月）
- ・「平成29年度第1～3四半期の契約状況」（2月）

また、以下の事項について、臨時監査を実施した。

- ・「平成29年7月19日に発生したインシデント」（8月）
- ・「政府における情報セキュリティ対策のための統一基準群に対応した整備状況について」（3月）

さらに、平成30年度に入り、平成29事業年度の事業報告書、財務諸表及び決算報告書について監査を行った（6月）。

監査環境の整備のため、各監事は、理事長、理事、総務部、企画部、各研究グループ

長・国際地震工学センター長その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、役員会、リスク管理委員会はもとより、原則として毎週開催される役員懇談会、幹部会議、グループ長等会議等の重要な会議に出席して情報の収集に努めるとともに、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、研究所では、理事長の決裁を必要とする案件は、監事に全て回付されることとされており、情報収集に役立っている。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が独立行政法人通則法、国立研究開発法人建築研究所法（平成11年法律第206号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制（本監査報告において「内部統制システム」という。）については、監査計画に基づく定期監査及び臨時監査において調査した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 研究所の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

研究所の業務は、法令等に従い適正に実施されており、また、中長期目標（第四期）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2 研究所の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムについては、監査計画に基づく定期監査及び臨時監査において、調査した。内部統制システムに関する業務の内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する研究所の理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。勤怠管理や資産管理等について内部監査を実施するとともに、幹部会議において理事長の決定事項や各種監査報告及びその措置状況を議題とするなど、内部統制の推進に努めている。また、理事長と職員との意見交換を実施し、その概要及び実施後の業務の改善状況等についてはグループ長等会議でフィードバックするなど、情報の共有及び業務の改善に努めている。また、研究所の論文等において引用していたデータに不正の可能性が指摘された事案では、引用元論文を公開した関係大学が当該研究の不正の可能性について調査を開始した時点で、その事実を公表した。なお、同時に、本不正の内容は研究所が公開した論文の結論には直接影響しない旨についても詳細に確認した上でその事実についても公表しており、適当なものであった。

情報セキュリティ対策に関しては、政府における情報セキュリティ対策のための統一基準群に対応した規程等の整備が進められているところであると認める。なお、平成29年7月19日に発生したインシデントは、システム納入業者の設定ミスが原因であり、研究所内部における不正やミスに起因したものと認められなかった。ちなみに、ハード上のセキュリティ対策、二次被害防止のための対外的な対応、研究所内の関係委員会の開催等による情報共有対応は、迅速でおおむね適確なものと認められる。

3 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

平成29事業年度の財務諸表は、監査の結果、適正であると認める。
また、決算報告書は、決算の状況を正しく示しているものと認める。

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、研究所の状況を正しく示しているものと認める。

III 過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

特段記載すべき問題は認められない。

IV 各監事の個別の意見

(監事 白田 佳子 の意見)

金融庁から『会計監査の在り方に関する懇談会』提言（平成28年3月8日）が公表され、監査法人の独立性の確保に関し、会計監査に係る業務執行社員について、最長継続任期を7年、最短インターバルを2年とするパートナーローテーション制度が我が国においても、既に導入されている旨記載されている。また、公的な主体である独立行政法人の会計監査においても同様に、「同一の者が、長期間に亘って同一独立行政法人の会計監査を担当することは適切ではない」「国立研究開発法人においては中長期目標期間が5年以上7年以下とされていることに鑑み、...<中略>...連続する7事業年度又は中長期目標期間の全ての事業年度において会計監査における監査責任者となった者は、その後、会計監査人の独立性及び監査の品質確保の観点から適当と認められる期間は、原則として、当該独立行政法人の会計監査における監査責任者となることができないという監査責任者の交替ルールを確立することが適切である」ことが明示されている（総務省『独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書（平成27年1月27日改訂）』）。ちなみに、監査を担当する監査法人は、法人内に公会計を担当できる監査人が十分に必要であると考えられる。前述の金融庁の提言の趣旨及び総務省の報告書の通り、現在、一般企業では、業務執行社員のローテーション及び十分なインターバル期間が求められており、今後、独立行政法人においても同様の制度が導入される可能性もあり、当該基準に対応可能な体制を備えた監査法人による監査が必要である。

ちなみに、パートナーローテーション制度のみならず、「監査法人のローテーション制度に関する調査報告」(第一次報告。平成29年7月20日)が公表され、我が国においても、他国の状況を監視しつつ、「監査法人の強制ローテーションの制度導入に関する論点についての分析・検討を進めていく」ことが検討され始めている。このような近年の動向を踏まえ、今後、独立行政法人においても、「監査法人の強制ローテーション制度」の導入が検討されることも否定できない。現在、総務省では、独立行政法人においては、複数年度にわたり同一監査法人と契約を締結することを否定していないが、会計監査の信頼性を担保するためには、むしろ、長期にわたっての同一の監査法人を会計監査人として任命することは、「監査の適正性の担保」という監査が持つ性格の視点からも、避けていくべきであろう。

また、通則法第37条においては、「独立行政法人の会計は、〈中略〉原則として企業会計原則によるものとする」と明示されている。近年、企業会計原則が社会からの要請及び他国との比較に鑑み、頻繁に更新されるに至っている。このことから、研究所においても、社会情勢に鑑み、時代に即した会計処理を積極的に導入すべきであると考え。特に、固定資産の評価、処理方法については、これまでの会計処理から、より企業会計原則に沿った処理への変更を期待するものである。

その中でも、特に、電話加入権の会計上の資産計上については、企業会計原則のみならず社会情勢に鑑み、現在の研究所の会計処理には大きな疑問を呈したい。ちなみに、今期研究所では、有形固定資産の残存価額についてより実態を表す必要性、また、企業会計原則との整合性から、古い基準である残存価額を取得価額の10%とする評価額から、総務省が「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(平成26年4月)において推奨する1円に再評価額を変更した。一方、現在資産価値が公的に認められていない電話加入権については、その実態を踏まえ、資産計上しないこととすべきであり、監事意見として会計監査人へは、その旨意見表明を行った。研究所として買い取り業者へ売却をすることを前提としない限り、資産計上はすべきではない。なお、一般に、企業が買い取り業者へ資産を全て売却し事業を譲渡する場合、また、個人の相続では、電話を利用することができる権利としての資産譲渡とみなされ課税対象となることが想定される。これに対して、独立行政法人である研究所の設置目的には、営利を目的として資産を売却する、また事業を民間企業へ譲渡する可能性について想定されておらず、また、事業から課税が発生することも無い。さらに、もし仮に研究所が、民営化を前提としたとして事業譲渡を行ったとしても、国立研究開発法人である研究所の事業譲渡に対して、課税が発生することはない。現在、一般企業会計原則では、電話加入権の繰延資産計上は容認されておらず、また、NTTもその資産価値を認めていないことを公表していることから、研究所においても、当該電話加入権の計上金額は資産の部からは削除すべきであった。


(監事 山崎 房長 の意見)

会計監査人に関しては、「監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合」を要件として同一の会計監査人との複数年度にわたって契約することが可能とされている（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）Ⅱの3の（1））。一方、この「監査の質の向上を図る必要がある」かどうかという観点については、毎事業年度、適確に判断した上で、適切な契約手続き及び契約の履行を行っていくべきである。監事として、このような観点からも、引き続き、注視していく。

今回、より研究所の事業実態を表すことが可能となるよう、総務省の推奨に従い、有形固定資産の残存価額を取得価額の10%から1円に見直した。これと同様に、電話加入権についても、実態に近づけるために、資産計上しないこととすべきであった。なお、独立行政法人である研究所は、電話加入権を事業者に譲渡することは想定されず、また、課税が生じることはなく、課税との関係を電話加入権の計上の根拠とすべきではないと考える。また、地方公共団体を含む公会計において、貸借対照表上、電話加入権を無形固定資産に計上していない法人の事例もあり、参考にすべきであった。

平成30年6月15日

国立研究開発法人 建築研究所

監事 山崎房長 

監事 白田佳子 